

仕様書番号	8 0 5 6
作成年月日	令和 8 年 7 月 1 5 日

(8) 2 1 号建物換気扇改修工事

件 名	(8) 2 1 号建物換気扇改修工事		
図 面	表紙	縮 尺	—
高田駐屯地業務隊管理科		図面番号	1 / 5

共通仕様書（工事）

1 総則

本工事の仕様は、共通仕様書、特記仕様書、設計図に記載してある事項、監督官の指示事項及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（最新版）』並びに関係規則を順守する。

2 軽微な変更

現場の収まり、取り合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議する。

3 使用材料

- (1) 仮設用材料以外の使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- (2) 使用材料は、日本産業規格及び日本農林規格等を基準とし、これらの規格の制定にないものについては、監督官の指示を受ける。

4 水道電気料等の使用

本工事に関わる水道電気料等は、請負者において負担する。但し、特記仕様書に水道電気料金等の記載がある場合は、特記仕様書による。

5 諸法規等の順守

請負者は労働安全衛生法、職業安定法、失業保険法、労働者災害保険法及び各関係付属法規並びに工事に関する諸法規、自衛隊の規定を順守し、工事の円滑なる進捗を図る。

6 発生材等の処置

本工事により発生した金属類は発生材調書により官側へ引継ぐものとし、監督官の指示する場所に集積する。それ以外の発生材については、特記仕様書による。

7 竣工検査

本工事が完了したならば、監督官に申し出て検査官の竣工検査を受けるものとし、その結果、不合格の箇所があった場合、請負者の負担において手直しを行い、再検査を受ける。

8 現場管理

- (1) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり、火災及び盗難並びにその他事故防止について、請負者は責任を持って十分な注意を払う。
- (2) 現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設工作物に対しては、作業に伴う損傷を及ぼさないよう十分な防護工作を施す。万一、損傷を与えた場合には、請負者の負担において補修又は原形に復する他、それに伴う損害を補償する。

9 安全管理

- (1) 請負者は、常に作業の安全に留意し、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業員は、作業中において安全帽を着用し、高所作業の場合にあっては、安全帯を使用する等、適宜必要な措置を講じなければならない。

10 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業を含む）は、必要な手続きを行い、許可された後に使用する。

11 工程表及び工事計画

請負者は、着工前に工程表を監督官へ提出し、作業順序及び工事計画について承認を得る。

12 提出書類

請負者は、提出書類・申請等について官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官へ提出する。

13 外国人労働者

作業員に外国人労働者を含む場合、契約後に当該作業員の立入申請書、旅券、外国人登録者証明書を提出し、官側の承認を受けてから作業を開始する。

14 写真撮影

請負者は、着工前、着工中、着工後、着工後に隠蔽となる箇所、材料検査等の状況及び監督官が指示する場所を撮影し、写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

件 名	(8) 21号建物換気扇改修工事		
図 面	共通仕様書（工事）	縮 尺	—
高田駐屯地業務隊管理科		図面番号	2 / 5

特記仕様書

1 工事件名

(8) 21号建物換気扇改修工事

2 工事場所

新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地

3 工事概要

既存換気扇ダクトへのフード取付 1台

4 工事時期

8月中旬着工を目途とし工事監督官との調整による。

5 工事仕様

(1) 仮設工事

ア 工事に先立ち、施工場所の養生を行い既存施設等に損傷を与えないように十分注意すること。

イ 整理整頓を行った後に竣工検査を受けること。

(2) 機械設備工事

ア 既設ダクトへ新たに取り付けるフードはSUS製のものとする。

イ 既存ダクトとフードの接合は高温の蒸気が触れても問題のない仕様で行うものとする。

ウ フード取付箇所の下には食器洗浄機があり、移動させられない為、注意し施工を行うものとする。

(3) その他

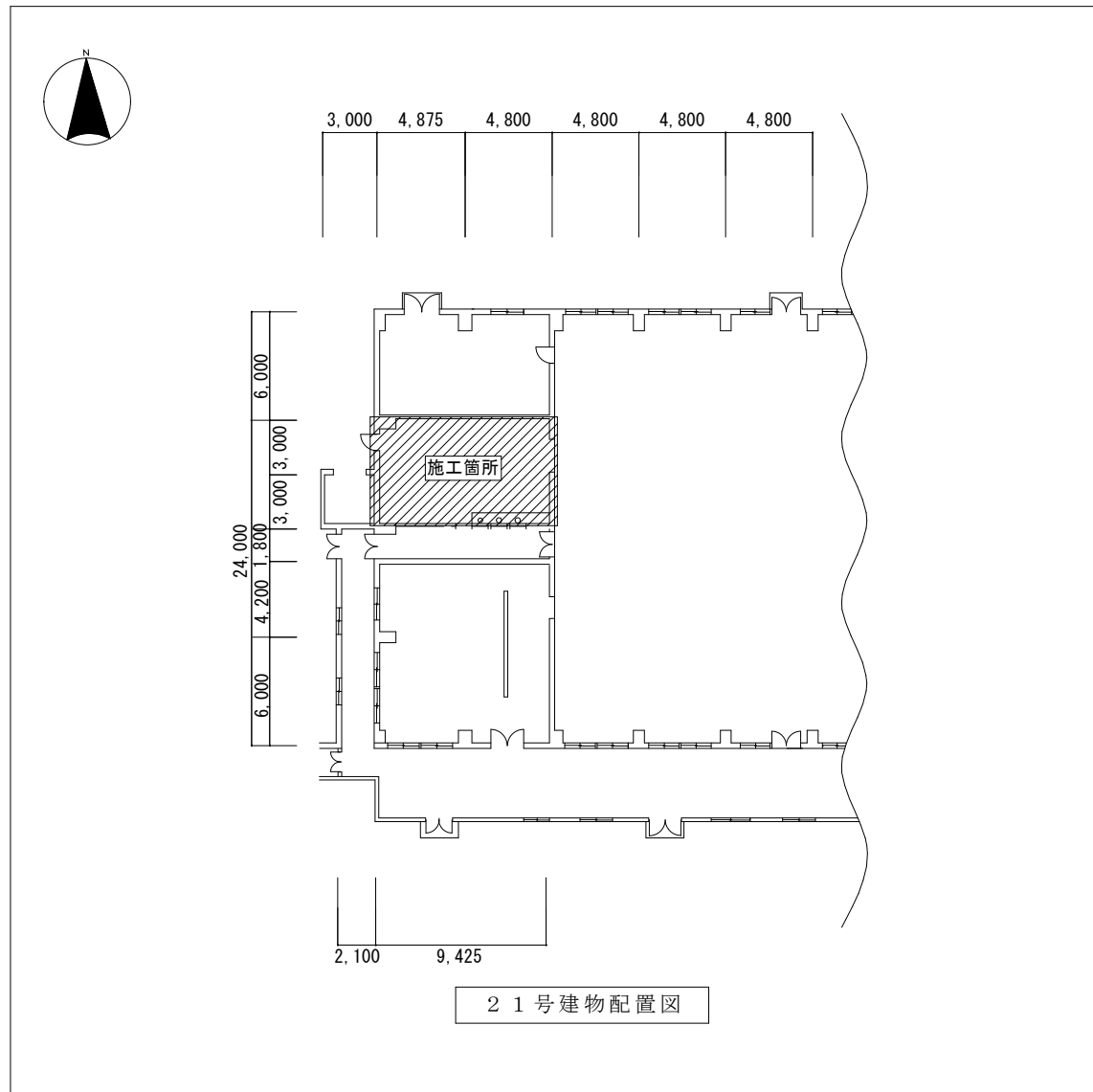
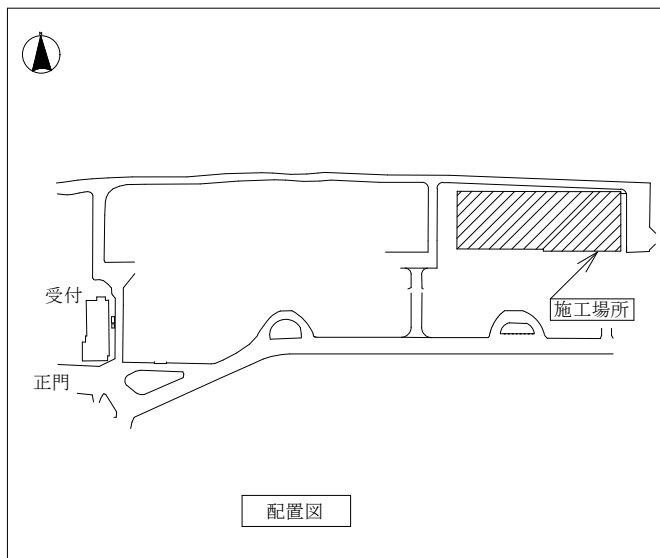
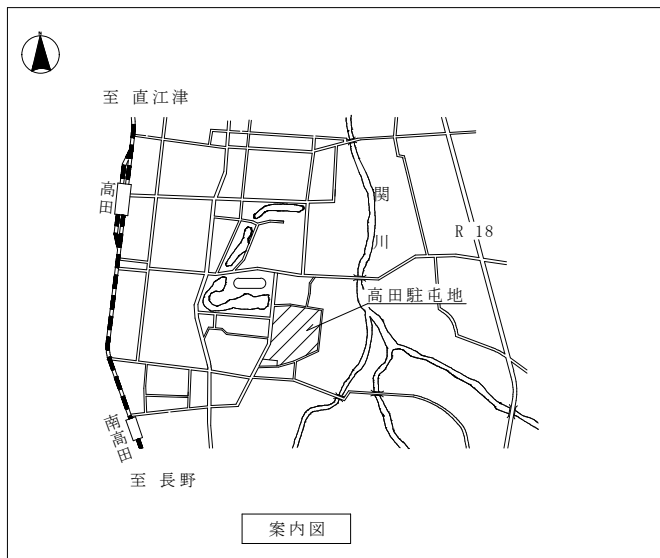
ア 金属類以外の発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、適正に処理する。

なお、処理費及び産業廃棄物管理票、その他事務に掛かる費用は請負者の負担とする。

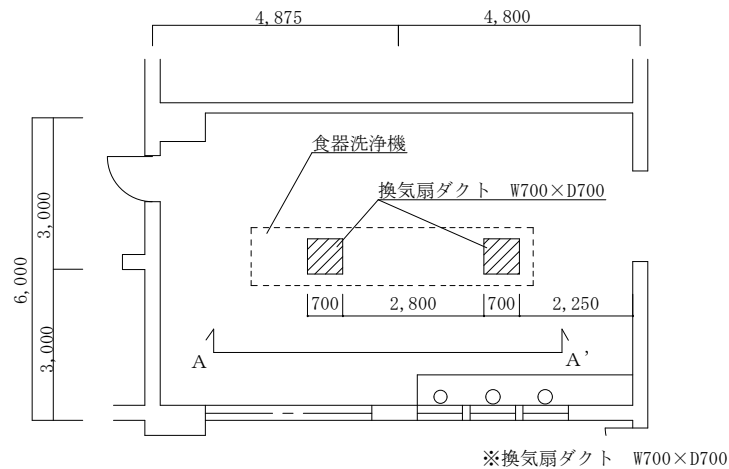
イ 産業廃棄物管理票を交付した場合は、E票の写しを提出するものとする。

ウ 本工事に関する施工保証は、完成検査後1年間とする。

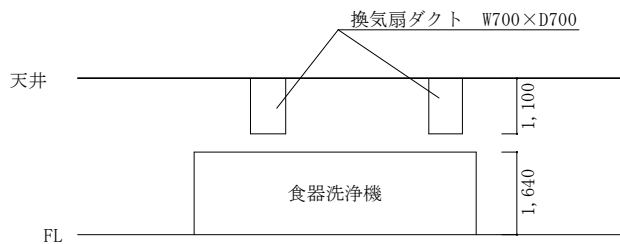
件名	(8) 21号建物換気扇改修工事		
図面	特記仕様書	縮尺	—
高田駐屯地業務隊管理科		図面番号	3 / 5



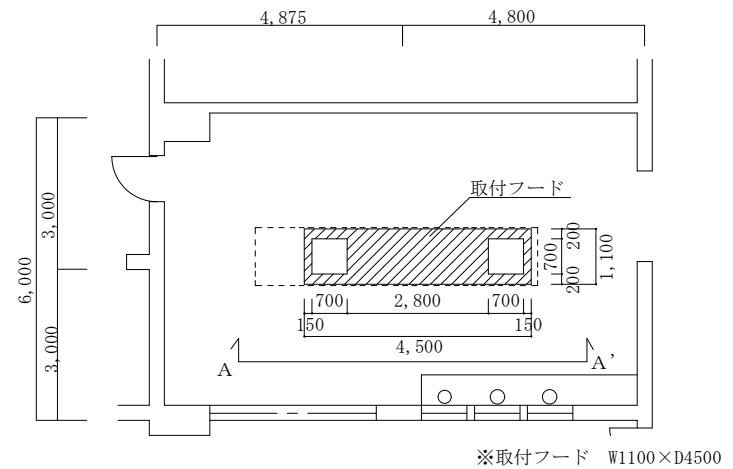
件名	(8) 21号建物換気扇改修工事		
図面	案内図・配置図	縮尺	1 : X
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	4 / 5



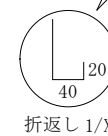
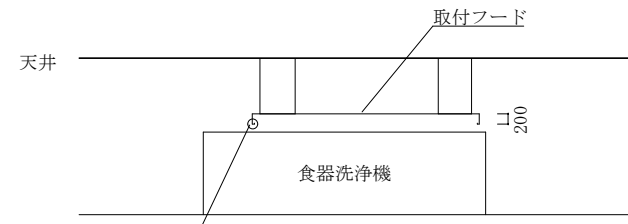
施工場所 既存平面図



※食器洗浄機の高さについて、最高値を明記している



施工場所 改修平面図



※フードには折返しを設け、ドレンを付け結露対策を行う

件 名	(8) 2 1 号建物換気扇改修工事		
図 面	平面図・断面図	縮 尺	1 : 150
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	5 / 5